

紹介事業レイアウト図（会社事務所用）

【許可基準】

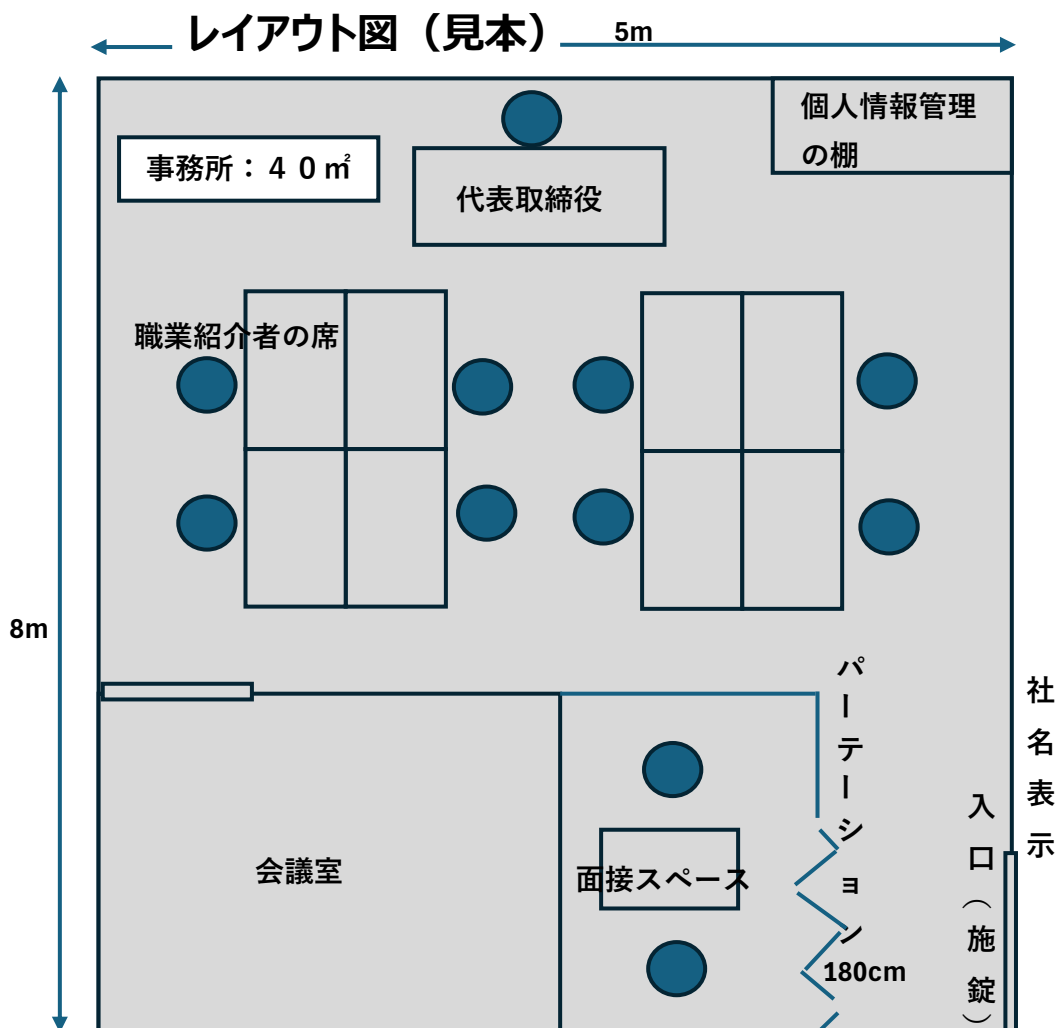
- プライバシーを保護しつつ求人者または求職者に対応することが可能であること
- 使用目的が事務所であること(業種等が限定されている場合は注意：要承諾書)
- 事務所の独立性が保たれていること
- 個人情報を持保持し得る構造であること
- 事業の運営に好ましくない場所でないこと

【最低限記載する事項】

- フロア全体のどの部分か？
- 社名掲示の位置
- 机や椅子の配置
- 職業紹介責任者の席
- 面談スペース（プライバシーの保護に配慮すること）
- 個人情報管理用の施錠付きキャビネットの位置

ポイント

- ・他社との混在がなく、申請事業所のみ使用であることが必要
- ・他法人等から間借りしているような場合は、自事業所スペースに他法人等の労働者・来所者等が立ち入れないようにしていること
- ・自事業者の来所者が他法人等のスペースを通ることなく来所できるようになっていること



紹介事業レイアウト図（住居兼事務所用）

【許可基準】

- プライバシーを保護しつつ求人者または求職者に対応することが可能であること
- 使用目的が事務所であること(業種等が限定されている場合は注意：要承諾書)
- 事務所の独立性が保たれていること
- 個人情報保持し得る構造であること
- 事業の運営に好ましくない場所でないこと

【最低限記載する事項】

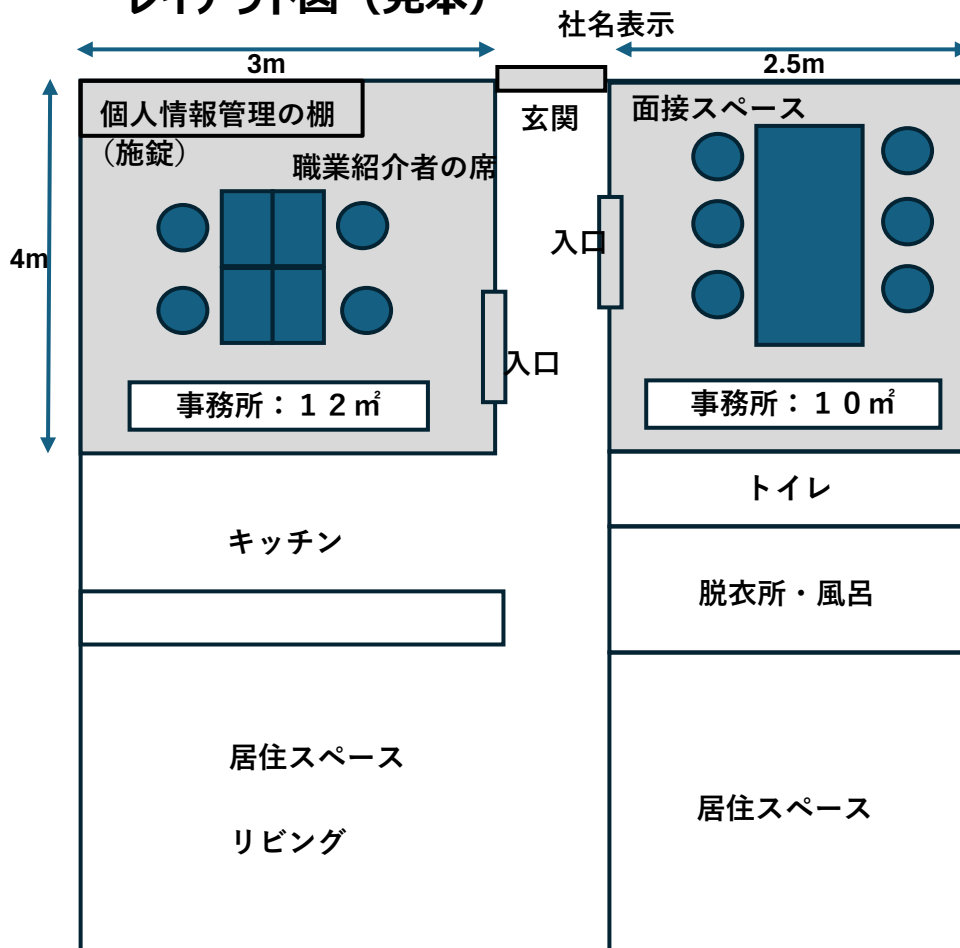
- フロア全体のどの部分か？
- 社名掲示の位置
- 机や椅子の配置
- 職業紹介責任者の席
- 面談スペース（プライバシーの保護に配慮すること）
- 個人情報管理用の施錠付きキャビネットの位置

※また、戸建ての2階部分を使用する場合は、1階の玄関からの動線も記載

ポイント

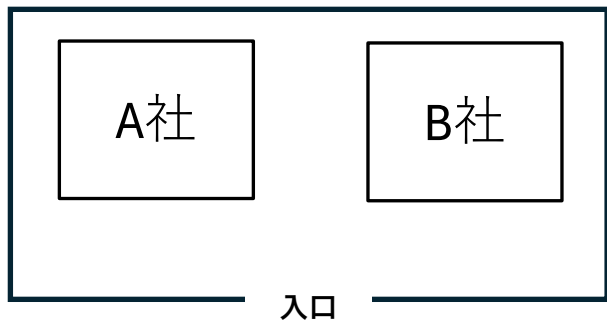
- ・居住スペースと事務所スペースが明確に分かれていること
- ・来所者が居住スペースに入る(通る)ことなく事業所へ立ち入れること
- ・居住者またはその居住者の個人的な来客者が事業所スペースに入る(通る)ことなく生活できること

レイアウト図（見本）

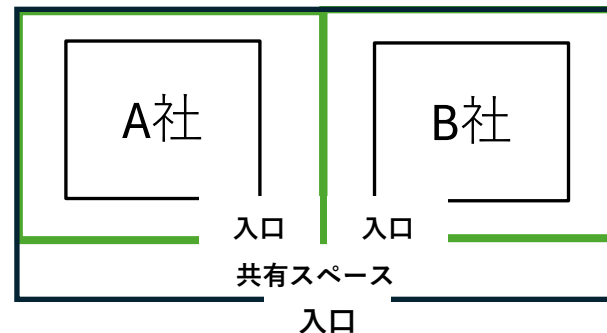


例1：A社、B社が同じ室内にあるケース

× このような状態では、独立性を確保できておらず
紹介事業を行う事務所としては認められません



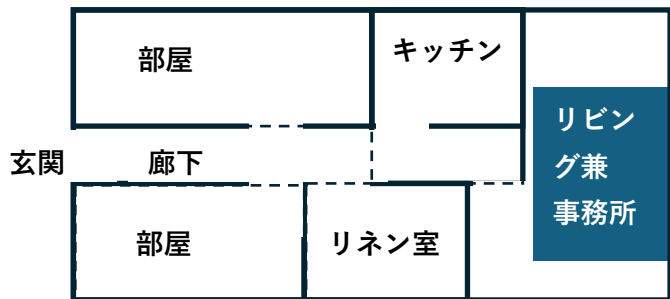
改善案



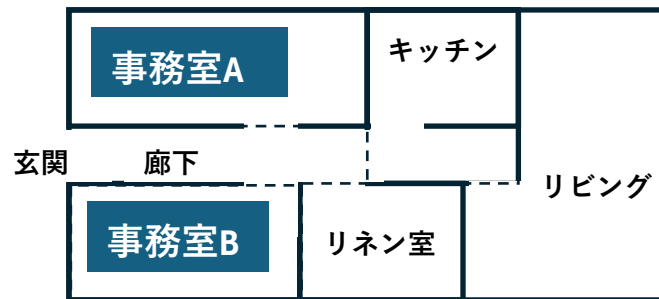
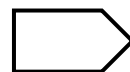
パーティション等で他社との区切りを明確にすることで独立性を有すると解釈します
※人の目線より高いパーティションであることが必要

例2：住居等を事務所として利用するケース

× 居住スペースと事務所スペースが混在しているため
独立性を有さず、紹介事業を行う事務所としては認められません



改善案



AまたはBを事務所として使用であれば、居住空間を經由しないため独立性を有すると解釈します